

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月14日

【事業年度】 第146期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 広栄化学工業株式会社

【英訳名】 KOEI CHEMICAL COMPANY, LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 長尾雅昭

【本店の所在の場所】 大阪市城東区放出西二丁目12番13号

【電話番号】 06(6961)0252

【事務連絡者氏名】 経理室長 宮下和彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号シオノギ本町共同ビル

【電話番号】 03(6667)8281

【事務連絡者氏名】 経理室長 宮下和彦

【縦覧に供する場所】 東京支店
(東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号シオノギ本町共同ビル)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第146期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(4) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営責任の明確化および企業統治体制の充実を目指し、あわせて機動的な配当の実現を可能とするために、平成18年5月の会社法施行に伴い、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めている。

(訂正後)

(4) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営責任の明確化および企業統治体制の充実を目指し、あわせて機動的な配当の実現を可能とするために、平成18年5月の会社法施行に伴い、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めている。また、当社は会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めのある場合を除き、株主総会の決議において行わない旨を定款に定めている。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めている。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。